





告

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十六年徵集延期事務ヲ取扱フベキニ付關係者ハ左記ニヨリ速ニ手續ギヲ取ラレ度シ前記期間經過ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶對ニ届書ヲ受理セズ「バラグアイ」國及「ウルグアイ」國在留關係者ハ在「アシンシオン」及在「モンテビデオ」各帝國公使館出張所宛夫々手續セラレ度シ(出張所宛名は本告示末尾ノ通り)

昭和十五年十一月九日

在「ブエノス・アイレス」

大日本帝國領事館

在「アルゼンチン」

在「パラグアイ」

在「ウルグアイ」

在「アシンシオン」

在「モンテビデオ」

在「ブエノス・アイレス」

在「モンテビデオ」

在「ウルグアイ」

在「アルゼンチン」

在「パラグアイ」

在「ウルグアイ」

在「アルゼンチン」

示

イ、三の「在留地」は凡て邦字を以て記入すること

ロ、捺印に際し印なきときは

右手拇指を押すべし

ハ、聯隊區不明のときは輸除

區名は記入に及ばず

書式乙號

在留申告書

在留申告候也

在留申告人

在留申告年月日

ニ、願書には普通の「プロック」紙を用ふるも差支なきもの場合には願書木段に帝國領事の奥書證印を爲すに必要な餘白を存しおくべき

ロ、捺印に際し印なきときは

右手拇指を押すべし

ハ、聯隊區不明のときは輸除

區名は記入に及ばず

書式乙號

在留申告書

在留申告候也

在留申告人

在留申告年月日

ホフマン式アランチヤ機始め同會社製洗濯機、乾燥機、カルデラ等大販賣

●優良なる中古品澤山あり、六百疋

●各種部分品をあります

●日本語を話します

●各種部品を

●

